

関西学院大学 研究成果報告

2020年 9月30日

関西学院 院長殿

所属：法学部
職名：教授
氏名：伊勢田道仁

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 関西学院留学 長期（滞在国：米国、豪州 ） <input type="checkbox"/> 関西学院留学 短期（滞在国： ） <input type="checkbox"/> 宣教師研究期間
研究課題	米豪両国における取締役行為規制および会社法分野の最新の動向調査
研究実施場所	カリフォルニア大学バークレー校（米）、アデレード大学（豪州）
研究期間	2019年 8月 1日 ～ 2020年 7月31日（ 12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

上記の通り、私は関西学院大学より12ヶ月間の在外研究の機会を与えられた。初めの6ヶ月間は、アメリカにおいて会社法および証券取引規制に関する分野の最新の動向を調査し、続く6ヶ月間はオーストラリアにおいて特徴のある連邦会社法の内容を調査・研究することが、今回の在外研究の目的である。

まず、カリフォルニア大学バークレー校においては、ロースクールの客員研究員として在籍し、前回の在外研究（2009-2010）以後10年間にアメリカで生じた会社法関連の判例と立法をフォローアップするとともに、同校の有名教授による連邦証券規制、企業買収法などの講義に継続的に出席することにより、最新の情報を得ることに努めた。同時に、世界各地から集まった他国の客員研究員と交流を結び、通常では得られない情報を交換するなど有意義な時間をもつことができた。

つぎに、豪州南オーストラリア州アデレード大学に移動した後は、わが国であまり研究がされていないオーストラリア会社法について、その内容の調査およびアメリカ法との比較研究を行った。オーストラリア会社法の主たる特徴は、それが連邦法であり、会社法と証券規制が一体化されていることである。このことが、アメリカでは困難である会社内部事項への連邦政府による関与を可能としている。オーストラリアにはASICと呼ばれる独立

行政機関があり、不祥事を起こした上場株式会社の役員に対する課徴金の請求および役員資格の停止など、比較法的に注目すべき活動を多数行っていることが明らかになった。これまで、わが国ではアメリカ法にならい、会社法と証券規制が別々の法律で行われてきたが、オーストラリアの行き方は大いに参考になる。今後、追加調査を行ったうえで、立法提言をも含めて、研究論文として公表したいと考えている。

コロナ禍により、後半のオーストラリアに移動してから1ヶ月も経たずにロックダウンが開始され、研究活動のみならず、日常生活にも大きな制約があった。しかしアデレード大学ロースクールの受入れ教授、IT担当者の親切な援助により、インターネットによる関連講義の視聴、電子図書館の利用などが可能となり、無事に最後まで在外研究を継続することができたのは誠に幸いであった。

最後に、今回の在外研究において痛感したことを記載しておく。それは留学予算の少なさである。前回の2010年頃には不足を感じなかったが、その後、アメリカやオーストラリアなど海外諸国では経済成長が進展し物価が高くなっているのに対し、日本は経済成長がなく10年前の物価水準のままである。留学予算が少なければ、研究活動に制約が生じることはもちろん、海外の治安の悪い地域においては住居の安全面についても不安が生じる。家族を伴って赴任していればなおさらである。それでも、2度目の長期在外研究の機会を与えられただけでも幸運だと考えて、必要経費は自費から持ち出さざるを得なかった。大学に対しては、今後、海外の実情に応じて柔軟な予算措置を講じて頂くよう切にお願いしたい。

以上

以 上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間は大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。